

(※)本新旧対照表の他、改訂時には次の点についてもそれぞれ修正を行う。

- ・ガイドラインの制度解説等で一般的に使われる用語「放送事業者(放送局)」は「親事業者」あるいは「発注者」、「製作会社」は「下請事業者」あるいは「受注者」へ修正
- ・本文や脚注記載の各種データの日付、出典、URL、頁数や参考資料等について最新版へ修正

改訂案	現行(第6版)
【目次】	
序章 はじめに 1. ガイドライン策定・改訂の背景 2. ガイドラインの内容 第1章 書面の交付 第2章 取引価格の決定 第3章 著作権の帰属 1. 著作権の帰属、窓口業務 2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引 3. アニメの製作に関する取引 第4章 取引内容の変更・やり直し 第5章 その他 1. 下請代金の減額 2. 支払期日の起算日 3. 契約形態と取引実態の相違 4. トンネル会社の規制 5. 下請事業者の振興のための取組 (参考1) <u>総務省・総合通信局等の連絡先一覧</u> (参考2) <u>下請法に関する問い合わせ先・「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧</u>	序章 はじめに 1. ガイドライン策定・改訂の背景 2. ガイドラインの内容 第1章 書面の交付 第2章 取引価格の決定 第3章 著作権の帰属 1. 著作権の帰属、窓口業務 2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引 3. アニメの製作に関する取引 第4章 取引内容の変更・やり直し 第5章 その他 1. 下請代金の減額 2. 支払期日の起算日 3. 契約形態と取引実態の相違 4. トンネル会社の規制 5. 下請事業者の振興のための取組
【第1版】平成21年2月25日 【第2版】平成21年7月10日 【第3版】平成26年3月10日 【第4版】平成29年3月31日 【第5版】平成29年7月21日 【第6版】令和元年8月9日 【第7版】 <u>令和2年●月●日</u>	【第1版】平成21年2月25日 【第2版】平成21年7月10日 【第3版】平成26年3月10日 【第4版】平成29年3月31日 【第5版】平成29年7月21日 【第6版】令和元年8月9日

【序章 はじめに】

1. ガイドライン策定・改訂の背景

放送コンテンツの製作取引については、平成 15 年の下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。)の改正により、主に「情報成果物作成委託」に係る取引として、同法の規制対象に追加された。

総務省では、平成 20 年1月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」(座長: 舟田正之立教大学法学部教授(当時))を開催し、平成 21 年 2 月、トンネル会社の規制、発注書の交付及び契約書の取り交わし、買ったたき等の具体的な事例とその解説を中心とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。

その後、平成 21 年 7 月に第2版(アニメ制作等、問題となり得る取引事例を追加)、平成 26 年3月に第3版(消費税増税対策を追加)、平成 29 年3月に第4版(下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正に伴う改訂)、平成 29 年7月に第5版(ガイドラインの対象範囲に衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者を追加)と累次にわたり改訂を行ってきた。

そして、平成 30 年6月4日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～」を受けて同年6月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、放送コンテンツの製作現場の更なる環境改善のため、総務省において、実態調査の実施やガイドラインの見直し等に取り組むこととされた。また、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」(平成 30 年8月 23 日)においても、ガイドラインの見直しや外部有識者から構成される体制の整備などについて提言が行われた。

こうした状況を受け、総務省では、平成 30 年 10 月から、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するため、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長: 舟田正之立教大学法学部名誉教授、以下「検証・検討会議」)を開催し、有識者、関係省庁、放送事業者及び放送番組製作会社の関係団体等による議論を重ね、令和元年8月に全体の構成を見直し、第6版として改訂された。

その後、令和元年 11 月から実施している総務省、公正取引委員会及び中小企業庁による「ガイドライン遵守状況調査」により、著作権の帰属について放送事業者と番組製作会社との間で認識の差が存在すること、番組製作会社間の下請取引につい

1. ガイドライン策定・改訂の背景

放送コンテンツの製作取引については、平成 15 年の下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。)の改正により、主に「情報成果物作成委託」に係る取引として、同法の規制対象に追加された。

総務省では、平成 20 年1月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」(座長: 舟田正之立教大学法学部教授(当時))を開催し、平成 21 年 2 月、トンネル会社の規制、発注書の交付及び契約書の取り交わし、買ったたき等の具体的な事例とその解説を中心とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。

その後、平成 21 年 7 月に第2版(アニメ制作等、問題となり得る取引事例を追加)、平成 26 年3月に第3版(消費税増税対策を追加)、平成 29 年3月に第4版(下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正に伴う改訂)、平成 29 年7月に第5版(ガイドラインの対象範囲に衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者を追加)と累次にわたり改訂を行ってきた。

そして、平成 30 年6月4日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～」を受けて同年6月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、放送コンテンツの製作現場の更なる環境改善のため、総務省において、実態調査の実施やガイドラインの見直し等に取り組むこととされた。また、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」(平成 30 年8月 23 日)においても、ガイドラインの見直しや外部有識者から構成される体制の整備などについて提言が行われた。

こうした状況を受け、総務省では、平成 30 年 10 月から、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するため、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長: 舟田正之立教大学法学部名誉教授)を開催し、有識者、関係省庁、放送事業者及び放送番組製作会社の関係団体等による議論を重ね、このほど第6版を取りまとめた。

改訂案

でも適正化の課題が存在すること及び放送事業者によって下請法の対象となる取引(情報成果物作成委託)の範囲に関する理解等にばらつきがあることが明らかとなったため、同年12月より、検証・検討会議における議論を再開した。検証・検討会議では、3月末までに順次実施された遵守状況調査の結果に加え、令和元年度から設問の改善を行った「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査の結果についての分析を行い、発注時に契約の種類や著作権の帰属等について明確化することにより取引の透明性の向上を図るとともに、放送事業者と番組製作会社間の製作取引の適正化に留まらず、再委託も含めた取引の適正化を推進するための論点を整理し、集中的に議論を行った。

さらに、令和2年7月2日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する答申」を受けて同年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、①業務委託類型別の著作権の帰属等の明確化、②元請けとなる番組製作会社が再委託を行う場合の番組製作会社間の製作取引の適正化、③3条書面にに関する記載内容の明確化と役務委託を含む発注書面の雛形の充実、④各種事例の追加等を行い、本ガイドラインが従来目的としてきた放送事業者と番組製作会社間の製作取引の一層の適正化に留まらず、放送コンテンツの製作取引全体の適正化の実現に向け、この度、第7版として取りまとめたところである。

2. ガイドラインの内容

(1) (略)

(2) 対象とする放送事業者・番組製作会社

本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とし、番組製作会社は、放送コンテンツの製作に関わる者とする。

ただし、アニメ制作会社と二次下請アニメ制作会社(フリーランスを含む。)との取引については、経済産業省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(令和元年8月)において対応している。

(3) (略)

ア 下請法について

放送事業者と放送番組製作会社が以下の参考図に示す関係にある場合、親事業者が放送事業者、下請事業者が放送番組製作会社となり、放送事業者は書面発注等の4つの義務と、支払遅延等の11の禁止事項について同法の規制を受けるこ

現行(第6版)

2. ガイドラインの内容

(1) (略)

(2) 対象とする放送事業者

本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とする。

(3) (略)

ア 下請法について

放送事業者と放送番組製作会社が以下の参考図に示す関係にある場合、親事業者が放送事業者、下請事業者が放送番組製作会社となるが、その場合、放送事業者は書面発注等の4つの義務と、支払遅延等の11の禁止事項について同法の

改訂案

ととなる。また、放送番組製作会社間の取引においては、以下の参考図に示す関係にある場合、発注した放送番組製作会社が親事業者、受注した放送番組製作会社が下請事業者となる。

(略)

イ 独占禁止法について

例えば、発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為(買ったたき等)が禁止されている(いわゆる「優越的地位の濫用」)。なお、「優越的地位」及び禁止される行為に関する説明については(4)にて後述する。

ウ、エ (略)

(4) 「優越的地位」に関する考え方

(略)

以上のことから、一般に、放送事業者は放送番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえる。また、番組製作会社間の取引においても、発注者が取引上優位にある可能性もある。

なお、あくまで独占禁止法上の優越的地位にあるか否かの判断は、役務取引ガイドライン等で示された考え方に基づき、総合的に考慮し、個別に検討されるものである。

(略)

(5) (略)

(6) 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義については、以下のとおりである。

ア 「製作」・「制作」

各放送事業者や製作会社においては、「製作」と「制作」という用語について、それぞれ使用の在り方が異なっている。著作権の有無で使い分けている場合もあるが、本ガイドラインにおいては、原則として「製作」に統一する。

現行 (第6版)

規制を受けることとなる。

(略)

イ 独占禁止法について

例えば、放送事業者が放送番組製作会社に対して優越的な地位にある場合に、当該放送事業者の放送番組製作会社に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為(買ったたき等)が禁止されている(いわゆる「優越的地位の濫用」)。なお、「優越的地位」及び禁止される行為に関する説明については(4)にて後述する。

ウ、エ (略)

(4) 「優越的地位」に関する考え方

(略)

以上のことから、一般に、放送事業者は放送番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえる。

なお、あくまで独占禁止法上の優越的地位にあるか否かの判断は、役務取引ガイドライン等で示された考え方に基づき、総合的に考慮し、個別に検討されるものである。

(略)

(5) (略)

(6) 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義については、以下のとおりである。

ア 「製作」・「制作」

各放送事業者や製作会社においては、「製作」と「制作」という用語について、それぞれ使用の在り方が異なっている。著作権の有無で使い分けている場合もあるが、本ガイドラインにおいては、原則として「製作」に統一する。

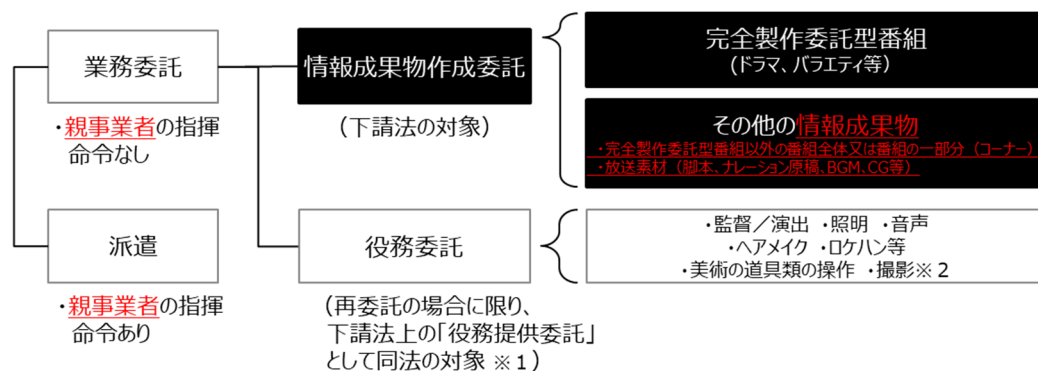
改訂案

ただし、経済産業省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(令和元年8月)にならひ、「アニメ制作会社」は「アニメ制作会社」、「アニメ製作」は「アニメ制作」と表記する

イ～オ (略)

カ 放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者との契約形態

放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者との契約形態は、主に「業務委託」と「派遣」に分類され、「業務委託」は「情報成果物作成委託」と「役務委託」に分類される。下請法は、「情報成果物作成委託」及び役務委託を再委託する場合に「役務提供委託」として適用される。「情報成果物作成委託」に該当するものは、「完全製作委託型番組」「その他の情報成果物」である(下図のうち黒色の部分)。



また、「役務委託」の再委託として下請法上の「役務提供委託」に該当する代表的な例としては、「放送局等からディレクター、アシスタント・プロデューサー、アシスタント・ディレクター等、複数名の役務の提供を委託され、その全部又は一部を他の制作会社や個人に再委託する場合」が挙げられる。

なお、情報成果物作成委託と役務委託が混在して一体不可分の取引においては、当該取引に下請法の対象外となる役務委託が含まれている場合であっても、当該取引は一体として下請法の対象となる。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による情報成果物作成委託と製造委託が混在している取引における資本金区分の考え方を以下に引用する。

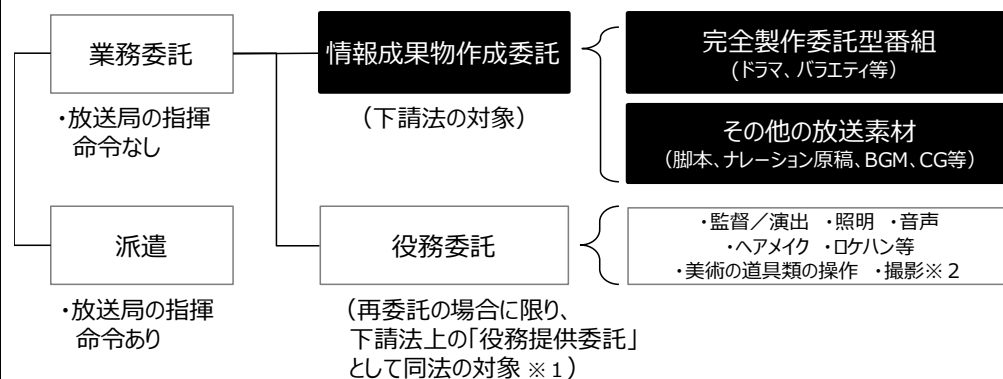
現行(第6版)

ただし、経済産業省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(平成29年3月)にならひ、「アニメ制作会社」は「アニメ制作会社」、「アニメ製作」は「アニメ制作」と表記する

イ～オ (略)

カ 放送コンテンツの製作に関する放送事業者と制作会社との契約形態

放送コンテンツの製作に関する放送事業者と制作会社との契約形態は、主に「業務委託」と「派遣」に分類され、「業務委託」は「情報成果物作成委託」と「役務委託」に分類される。下請法は、「情報成果物作成委託」及び役務委託を再委託する場合に「役務提供委託」として適用される。「情報成果物作成委託」に該当するものは、「完全製作委託型番組」「その他の放送素材」である(下図のうち黒色の部分)。



Q25 取扱説明書の内容の作成委託(情報成果物作成委託)とその印刷の委託(製造委託)を一体として発注した場合、下請事業者を画する資本金区分はどう判断すればよいか。

A. 取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託について、それぞれの下請代金を明確にしていないなど、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、情報成果物作成委託又は製造委託のいずれかの資本金区分に該当すれば、当該発注は一体として本法の対象となることになる。

なお、それぞれが可分の取引として発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金区分をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、この場合には、親事業者と下請事業者の資本金額によっては一方の取引だけが本法の対象となるということもあり得る。

(出典)公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」(令和元年11月)より

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

キ 契約形態と著作権の帰属について

総務省では発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐づく著作権の帰属等の考え方を一覧表として整理した。本表の活用方法の詳細は、「第3章1. (3)発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化」を参照。

(新規)

改訂案

現行（第6版）

業務委託の類型	ガイドライン上の契約形態 (発注内容)	放送局の番組単位の種別	番組の態様 (著作権法上の「発意と責任」の所在)	原始的な著作権の帰属 (著作権譲渡の有無)	二次使用料の分配	
情報成果物作成委託 (下請法の対象)	完全製作委託型番組	① 完全製作委託型番組 (番組全体)(民放)	番組全体 (発意と責任が制作会社)	下請事業者(制作会社) (著作権譲渡はほぼ無し)	あり	
		② 局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) (発意と責任が制作会社)	下請事業者(制作会社) (放送前に著作権譲渡あり得る)	あり/なし (契約上の著作権の帰属による)	
	その他の 情報成果物	完全製作委託型番組以外の 番組全体又は 番組の一部分 (コーナー)	③ 外部制作委託(NHK)	番組全体 (発意と責任がNHKと 制作会社)	NHKと制作会社 (著作権は共有)	あり
			④ 局製作番組(民放)	番組全体 (発意と責任が放送局)	放送局	なし
		⑤ 局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) (発意と責任が放送局)	放送局	なし	
		放送素材 (脚本、ナレー ション原稿、 BGM、CG等)	局製作番組(民放)			なし (脚本等の場合の許諾の場 合はあり得る)
			⑥ 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(著作物) (著作権が下請事業者 (制作会社))	下請事業者(制作会社) (放送前に著作権譲渡あり得る)	外部一部委託(NHK) は契約に基づく特別 報酬の支払あり
			⑦ 局製作番組(民放)			
⑦ 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(非著作物) (著作権法の対象外)		= (著作権法の対象外)	なし		
役務委託 (再委託の場合に限り、下請 達の「身元保証委託」として 明注の対象)	監督/演出、照明、音声 等の委託	⑧ 局製作番組(民放) 演出委託(NHK) 外部一部委託に含まれる 役務委託部分(NHK)	= (著作権法の対象外)	= (著作権法の対象外)	なし 外部一部委託(NHK) は契約に基づく特別 報酬の支払あり	

(本表では、ガイドラインの対象となる放送事業者(NHKを除く。)を便宜上「民放」と記載している。)

なお、上記③については、表上は外部制作委託(NHK)のみを記載しているが、一部の民放と制作会社間において番組を共同製作し、著作権を共有する契約が存在しており、このような契約については実質的に③に分類される。

また、上記の表の読み取りにあたっては、制作会社(元請け)が制作会社(孫請け)に対し「再委託」する場合、

- 完全製作委託型番組として再委託するなら、①②(民放を制作会社(元請け)と読み替え、制作会社は制作会社(孫請け)を指す)に該当し、発意と責任が制作会社(元請け)にある場合は④⑤に該当、
- 制作会社(元請け)が放送局から受けた発注が④⑤であれば、制作会社(孫請け)も④⑤、素材の孫請けであれば⑥⑦、とそれぞれ分類される。

ク 略称について
(略)

キ 略称について
(略)

改訂案		現行（第6版）	
放送番組製作会社	「製作会社」と表記する。本ガイドラインでは、放送局の子会社である製作会社と、それ以外の製作会社と双方記述があるが、子会社であるか否かについては明記する。 <u>また、製作会社間の取引について、発注した製作会社を元請け、受注した製作会社を孫請けと明記する。</u>	放送番組製作会社	「製作会社」と表記する。本ガイドラインでは、放送局の子会社である製作会社と、それ以外の製作会社と双方記述があるが、子会社であるか否かについては明記することとする。
放送事業者	放送法第2条第26号に規定する放送事業者をいうが、本ガイドライン上では、「放送局」とし、以下略称として「局」と表記する。	放送事業者	放送法第2条第26号に規定する放送事業者をいうが、本ガイドライン上では、「放送局」とし、以下略称として「局」と表記する。

【第1章 書面の交付】

<基本的な考え方>

(1) 書面の交付、具体的必要記載事項について

(略)

下請法では契約書の交付は義務づけられているわけではないが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられる。また、契約書を3条書面とすることも認められる。

なお、総務省がガイドラインの遵守徹底による製作取引適正化を推進するため、公正取引委員会・中小企業庁とともに、令和元年11月から「ガイドライン遵守状況調査」⁸を実施したところ、役務委託・情報成果物作成委託が混在している取引において書面が不交付であった事例や、情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、3条書面の内容が抽象的（「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載）である事例がみられた。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による「下請事業者の給付の内容の記載」の考え方を以下に引用する。

●下請事業者の給付の内容の記載

「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物（役務提供委託の場合は、下請事業者から提供されるべき役務）であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」（令和元年11月）より

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

⁸「ガイドライン遵守状況調査」は令和元年11月以降実施、令和2年3月末時点で、製作会社（北海道、東京、名古屋、広島、福岡、香川、岡山）：38社、局（北海道、名古屋、広島、福岡、香川、岡山）：24社を対象に実施した。主な調査事項は、契約書・発注書の交付（局については、3条書面の確認も含む。）、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やり直し、その他（下請構造、支払期限の遅延の有無等）となっている。

(2)、(3) (略)

<問題となり得る取引事例（情報成果物作成委託）>

<基本的な考え方>

(1) 書面の交付、具体的必要記載事項について

(略)

下請法では契約書の交付は義務づけられているわけではないが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられる。また、契約書を3条書面とすることも認められる。

(2)、(3) (略)

<問題となり得る取引事例>

改訂案

- ①番組製作委託の発注の時点では何ら発注に関する書面が交付されず、製作終了後に交付される。
- ②3条書面が交付される場合も、ほとんどが金額の記載がない3条書面の交付で、その後、放送の具体的内容が決まった後も補充書面が交付されていない。
- ③金額については、口頭で告げられ、納入後に製作会社側から確認するまでは、局から金額についての連絡がない。
- ④局がフリーランスにディレクター業務を発注しており、その業務内容には放送で使用するVTRの撮影・納入も含まれている一方、3条書面を交付していない。
- ⑤生放送番組に関する業務委託のうち、放送で使用するVTRの納入も含む演出業務を委託したが、当該業務委託全体を役務委託と解釈して3条書面を交付していない。
- ⑥情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、発注書面の委託内容欄に「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載された3条書面が交付されている。
- ⑦製作会社(元請け)からの孫請けとして業務を受注したが、下請法の対象となる取引であるにもかかわらず書面の交付がされていない。

下請法では下請事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」交付する規定となっているため、事例①のように親事業者が製作終了後に書面を交付することは下請法上問題となる。また、事例②や事例③のように、3条書面が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法上問題となる。

事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態としては撮影したVTRを納めることも含めた委託内容としているので、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。また、事例⑤のように、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分である場合、3条書面の交付がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる(13頁以降を参照)。製作現場の実態としては、全体を役務委託として発注している中には情報成果物作成委託を含む形で取引されている場合があると考えられる。このように情報成果物作成委託と一体不可

現行(第6版)

- ①番組製作委託の発注の時点では何ら発注に関する書面が交付されず、製作終了後に交付される。
- ②3条書面が交付される場合も、ほとんどが金額の記載がない3条書面の交付で、その後、放送の具体的内容が決まった後も補充書面が交付されていない。
- ③金額については、口頭で告げられ、納入後に製作会社側から確認するまでは、局から金額についての連絡がない。
- ④(新規)
- ⑤(新規)
- ⑥(新規)
- ⑦(新規)

下請法では下請事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」交付する規定となっているため、事例①のように親事業者が製作終了後に書面を交付することは下請法上問題となる。また、事例②や③のように、3条書面が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法上問題となる。

分で取引されている役務委託については3条書面を交付する必要がある。なお、情報成果物作成委託か役務委託か否か判断に迷うような取引の場合は、当該取引に関するコンプライアンスや安全性確保の観点から、下請法に該当する取引として取り扱うことで下請法上問題となるリスクを低減できる。

事例⑥のような場合は発注内容が不明瞭であることから下請法上問題となるおそれがある。「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき情報成果物であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

また、下請法の要件を満たしている場合、親事業者が製作会社であっても適用され、事例⑦においても下請法上問題となる。

<問題となり得る取引事例(役務提供委託(役務委託の再委託))>

⑧ 局から製作会社(元請け)に対して、ディレクターやアシスタント・ディレクター(AD)等複数名の業務を役務委託したところ、製作会社(元請け)は、委託を受けた役務委託業務の遂行に際して自社人員が不足していたため、別の製作会社(孫請け)に対し当該役務の一部を再委託したが、特段書面の交付は行っていない。

⑨ 局が製作会社(元請け)に対し、番組の演出業務のほか、番組に出演する実演家の手配(キャスティング業務)を委託している。製作会社(元請け)はキャスティングプロダクションに対し、実演家のキャスティング業務を委託したが、その際、製作会社(元請け)からは特段書面の交付は行っていない。

事例⑧のように、製作会社(元請け)が請け負った役務委託を他の製作会社(孫請け)へ再委託した場合は、下請法の要件を満たせば「役務提供委託」として下請法の対象となり、製作会社(元請け)が製作会社(孫請け)に対し、3条書面の交付がされていなければ、下請法上問題となる。また、事例⑨のように、製作会社(元請け)が請け負った実演家の手配(キャスティング業務)について、製作会社(元請け)が当該業務を他の事業者に委託する場合も下請法の要件を満たせば「役務提供委託」として下請法の対象となり、製作会社(元請け)は書面の交付が必要となる。

加えて、放送コンテンツの製作取引をめぐる事後のトラブルを回避する一つの方策として、「下請法の対象とならない取引」であっても書面等の交付を行うことが考えられ

(新規)

また、放送コンテンツの製作取引をめぐる事後のトラブルを回避する一つの方策として、「下請法の対象とならない取引」であっても書面等の交付を行うことが考えられ

改訂案

る。

しかし、全ての取引において3条書面と同様の書面の交付を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。

- ・製作会社又は局から要請があった場合
- ・金額が大きい場合
- ・個人情報扱う場合
- ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合

(略)

<望ましいと考えられる事例>

(1) 3条書面の交付、契約書の取り交わしについて

①～⑧ (略)

⑨I局では、発注書を直ちに交付することを意識しており、発注時に内容が定められない正当な理由がある未定の事項も決定次第、補充書面を出すことを意識している。

⑩J局では、社内でセミナー等を開催することにより、発注書の交付に対する意識を高めている。

⑪K局では、契約書・発注書に関する業務を一元的に管理する部署を創設し、当該部門が製作部門・編成部門と連携を密にすることで、3条書面の未交付や必要記載事項の不備等が発生しないよう、常に気を配っている。

⑫L局では、発注した業務委託の内容が編集業務中心であり役務委託に近いのかもしれないと考えたときも、撮影したデータを納めることも含めた委託内容としているので、3条書面を交付している。

(2) (略)

現行 (第6版)

る。

しかし、全ての取引において3条書面と同様の書面の交付を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。

- ・製作会社又は局から要請があった場合
- ・金額が大きい場合
- ・個人情報扱う場合
- ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合

(略)

<望ましいと考えられる事例>

(1) 3条書面の交付、契約書の取り交わしについて

①～⑧ (略)

⑨ (新規)

⑩ (新規)

⑪ (新規)

⑫ (新規)

(2) (略)

【第2章 取引価格の決定】

＜基本的な考え方＞

(略)

「買ったとき」に該当するか否かについては、下請代金の額の決定に当たって下請事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。特に、十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、取引価格の決定において、局と制作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。昨今の働き方改革の動向を踏まえた上で、下請事業者において必要となるコストを計上した積算資料や、親事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。また、令和2年4月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されている。制作会社等の下請事業者が働き方改革関連法を遵守できるよう、親事業者は下請事業者に対して、適正な対価のないままに短い納期の設定を行ったり、発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底することを含め、下請事業者への発注時期、方法及び内容と、それに伴う制作期間や制作費が適正であるか否かについて、親事業者と下請事業者が十分に協議したうえで契約を取り交わすことが重要である。

(略)

＜問題となり得る事例＞

①A制作会社が、B局から継続して毎年請け負っていたレギュラー番組(完全製作委託型番組の納入)について、一方的に番組改編期に一律に一定比率で制作費を削減する旨告げられた。

理由として、デジタル化投資や広告収入の減少のため、経費節減が必要となっているとの説明があった。A制作会社が意見をいうと、B局側から「他にいくらでも安く作ってくれるところがある」と言われたため、結局その金額で引き受け、赤字覚悟で番組製作を行わざるを得なかった。

②単発番組であるが、数年前から継続して製作を請け負っている番組について、従来と同程度の取材期間・スタッフ、経費等が必要であるにもかかわらず、制作費が大幅に削減された。局側から一方的に通知されたのみだった。

＜基本的な考え方＞

(略)

「買ったとき」に該当するか否かについては、下請代金の額の決定に当たって下請事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。特に、十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、取引価格の決定において、局と制作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。昨今の働き方改革の動向を踏まえた上で、制作会社において必要となるコストを計上した積算資料や、放送事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。

(略)

＜問題となり得る事例＞

①A制作会社が、B局から継続して毎年請け負っていたレギュラー番組(完全製作委託型番組の納入)について、一方的に番組改編期に一律に一定比率で制作費を減額する旨告げられた。

理由として、デジタル化投資や広告収入の減少のため、経費節減が必要となっているとの説明があった。A制作会社が意見をいうと、B局側から「他にいくらでも安く作ってくれるところがある」と言われたため、結局その金額で引き受け、赤字覚悟で番組製作を行わざるを得なかった。

②単発番組であるが、数年前から継続して製作を請け負っている番組について、従来と同程度の取材期間・スタッフ、経費等が必要であるにもかかわらず、制作費が大幅に減額された。局側から一方的に通知されたのみだった。

改訂案

③ (略)

④E製作会社は、F局の都合により、番組改編期にF局の子会社である製作会社G社経由で受託(同社の孫請け)せざるを得なくなった。孫請けとなることで間に入る局系製作会社の管理費が除かれたため、F局からの直請けのときと業務内容が同じであるにも関わらず従前よりも低い委託費を定められた。

(1) 本事例①の場合
(略)

なお、本事例のように「番組改編期」という時期に、製作費の削減を一律で一方的に告げるなどの行為を行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

(2) 本事例②の場合

- ・数年前から継続して請け負っている番組であるが、製作費を局側から協議なく一方的に削減されていること。
- ・前述のとおり運用基準では、「通常対価」の考え方として「当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。」とされており、本事例②の場合、毎年の製作費と比べ、大幅に削減されていること。

以上から、下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがあると考えられる。

(3) (略)

(4) 本事例④の場合

F局がG製作会社経由でE製作会社へ発注することで、E製作会社が以前から受注している内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めた場合、「買ったとき」として下請法違

現行(第6版)

③ (略)

④ (新規)

(1) 本事例①の場合
(略)

なお、本事例のように「番組改編期」という時期に、製作費の減額を一律で一方的に告げるなどの行為を行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

(2) 本事例②の場合

- ・数年前から継続して請け負っている番組であるが、製作費を局側から協議なく一方的に減額されていること。
- ・前述のとおり運用基準では、「通常対価」の考え方として「当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。」とされており、本事例②の場合、毎年の製作費と比べ、大幅に減額されていること。

以上から、下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがあると考えられる。

(3) (略)

(4) (新規)

改訂案

反になるおそれがある。

なお、本事例のように「番組改編期」などのタイミングにあわせて局からの直接的な発注から局子会社の製作会社を経由することで、製作費の實質上の削減を一律で一方的に行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、番組改編期等取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

<望ましいと考えられる事例>

- (1) (略)
- (2) 契約金額の決定／単価表の活用
- ①～⑤ (略)
- ⑥ F局では、同社の提示した条件(日数・人数等)に基づき、先方に見積りを依頼し、価格を決定していく。

現行 (第6版)

<望ましいと考えられる事例>

- (1) (略)
- (2) 契約金額の決定／単価表の活用
- ①～⑤ (略)
- ⑥ (新規)

【第3章 著作権の帰属】

1. 著作権の帰属、窓口業務

<基本的な考え方>

(1)、(2) (略)

(3) 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化

発注者の受注者との十分な協議を促進するため、総務省では発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の考え方を一覧表(以下「著作権の帰属等整理表」という。)として整理している(「序章2. (6)キ 契約形態と著作権の帰属について」を参照)。

発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにするためには、発注段階において、発注者は受注者と十分に協議した上で、「業務委託の類型(情報成果物作成委託/役務委託)」、「放送局の番組単位の種別」のどれに該当する取引の発注かを外形的に明確にすることが必要である。外形的に明確にする方法として、

- ・情報成果物作成委託(著作権の帰属等整理表中、①から⑦の取引)は、下請法の対象となった場合は、下請法に基づき3条書面を交付する義務があり、
- ・役務委託(著作権の帰属等整理表中、⑧の取引)は、下請法の対象とならない取引(再委託の場合に限り、下請法の「役務提供委託」として同法の対象)であるが、発注・契約締結の段階から役務委託であることについて双方が共通の認識を持つためには、書面やメールなど客観的な記録が残る手段を用いることが望ましい。なお、事後トラブルを回避する観点から、特に書面の交付による方法を用いる場合の参考として、98頁に役務委託の発注書のひな形を添付する。

また、一般に、発注者は受注者に対し、取引上優位にある可能性が高いといえることから、発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。その他、本表に必ずしも当てはまらない取引を行う場合は、本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。

なお、完全製作委託型番組(著作権の帰属等整理表中、①及び②の取引)につい

1. 著作権の帰属、窓口業務

<基本的な考え方>

(1)、(2) (略)

(3) (新規)

改訂案

ては、著作権法第91条²⁴によりいわゆる「ワンチャンス主義」²⁵が適用される場合があり、発注者と受注者の著作権の帰属に留まらず、放送コンテンツに出演する実演家の二次利用の報酬の取扱いにも影響を与えることがある点に留意が必要である。上述のとおり、発注段階において、どの類型に該当する取引であるかを発注者と受注者の間で明確にするとともに、当該放送コンテンツに出演する実演家(もしくはその代理人)と製作主体の間でも明確にすることが望ましい。

²⁴(録音権及び録画権)

第91条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

²⁵「ワンチャンス主義」とは、実演家が映画の製作等の際に自分の実演の録音・録画を了解した場合には、以後その実演を利用することについて原則として権利が及ばないという考え方。

(4) (略)

<問題となり得る取引事例>

① (略)

② C製作会社がD局と番組製作委託契約を結び、著作権については、C製作会社にある場合、特段の協議なく、契約書上「当該番組の利用に関する窓口業務をD局が優先的に行う」とされ、C製作会社が窓口業務を行いたいと要望したが、受け入れられなかった。また、二次利用収入に関する配分についてもD局が一方的に配分を決めている。

(1)、(2) (略)

(3) 事例②について

本事例②の場合、D局は、D局とC製作会社の間で特段の協議をすることなく、窓口業務を決めており、C製作会社から要望したけれども受け入れられなかった。D局の行為は、個別に判断されることになるが、親事業者のために下請事業者から利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあると考えられる。また、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

現行 (第6版)

(4) (略)

<問題となり得る取引事例>

① (略)

② A製作会社がB局と番組製作委託契約を結び、著作権については、A製作会社にある場合、特段の協議なく、契約書上「当該番組の利用に関する窓口業務をB局が優先的に行う」とされ、A製作会社が窓口業務を行いたいと要望したが、受け入れられなかった。また、二次利用収入に関する配分についてもB局が一方的に配分を決めている。

(1)、(2) (略)

(3) 事例②について

本事例②の場合、B局は、B局とA製作会社の間で特段の協議をすることなく、窓口業務を決めており、A製作会社から要望したけれども受け入れられなかった。B局の行為は、個別に判断されることになるが、親事業者のために下請事業者から利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあると考えられる。また、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

改訂案

(略)

2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引

<基本的な考え方>

(略)

また、発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合、独占禁止法上「優越的地位の濫用行為」に該当する場合がある。役務取引ガイドラインでは、以下のように記載されている。

第1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

1 我が国における事業者間の役務の委託取引においては、特定の事業者間で継続的な取引が行われる場合がある。多くの委託者が継続的な取引を行っている場合には、一般に、受託者が取引先を変更することが困難となりがちであるほか、役務の提供に当たっては、個々の委託者ごとに異なったノウハウや設備を必要とする場合もあって、受託者は既存の取引関係をできるだけ維持しようと努めることとなりがちである(注5)。

このように役務の委託取引において継続的な取引が行われ、委託者が取引上優越した地位にある場合に、当該委託者が、受託者に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように役務の委託取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、受託者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、受託者はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、当該委託者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。

このような行為は、優越的地位の濫用として不公正な取引方法に該当し、違法となる(独占禁止法第二条第九項第五号)。

なお、独占禁止法による優越的地位の濫用規制は、このような行為によって役務の委託取引における委託者間あるいは受託者間等における公正な競争が阻害されるおそれがある場合に当該行為を排除しようとするものである。

(注5) 優越的地位の濫用行為は、継続的な取引関係を背景として行われることが多いが、継続的な取引関係にない事業者間で行われることもある。

(出典)公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成23年6月23日)のうち「第1 優越的地位の濫用規制

現行(第6版)

(略)

2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引

<基本的な考え方>

(略)

「[についての基本的考え方](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html)」より

< <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html> >

<問題となり得る取引事例>

(略)

本事例の場合、前述の運用基準の「7 不当な経済上の利益の提供要請」に記載されているように、A製作会社に著作権が帰属する場合に、親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して著作権の譲渡や、著作権収入の配分を求める場合、及び親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して当該楽曲以外のカップリング曲やアルバム曲の著作権収入の配分を求める場合は、下請法上「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となるおそれがある。

また、番組の製作委託の対価について、一方的に通常の対価に比べて著しく低い対価を決定する場合には、上記運用基準の5-13(2)のように、「買ったたき」として、下請法上問題となるおそれがある。

収益配分を決める場合も、一方的に決めるのではなく十分協議をした上で、クリエイターの努力に対して、正当な権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていく必要がある。

さらに、当該楽曲に関する著作権をC音楽出版社(B局の子会社)が管理するよう要請する行為については、A製作会社が異議を申し出たにもかかわらず、条件を飲まなければ今後の取引の停止を示唆することにより、A製作会社が要請の受入れを余儀なくさせられるような場合には、独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

なお、本事例では製作会社を主に取り扱ったが、仮にA製作会社をA音楽出版社(放送局の子会社でない音楽出版社(いわゆる独立系音楽出版社))に置き換えたとしても、同様の問題となるおそれがあることについても留意されたい。

(略)

本事例について事例1のような新たな楽曲や番組に対する製作委託取引とは契約形態を異にするため、本事例が違法であるか否かは実際の取引に即した十分な情報を元にさらに精査する必要がある。

しかしながら、本事例のようにB局が一方的に取引条件を提示することや、自社の子会社を使うよう相手方に強制し、相手方の取引を制限すること、相手方に対して、根拠なく著作権の一部の譲渡、著作権収入等を要請する点などについては、公正かつ透明な取引による放送コンテンツの製作促進という本ガイドライン等の趣旨からも

<問題となり得る取引事例>

(略)

本事例の場合、前述の運用基準の「7 不当な経済上の利益の提供要請」に記載されているように、A製作会社に著作権が帰属する場合に、親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して著作権の譲渡や、著作権収入の配分を求める場合、及び親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して当該楽曲以外のカップリング曲やアルバム曲の著作権収入の配分を求める場合は、下請法上「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となるおそれがある。

また、番組の製作委託の対価について、一方的に通常の対価に比べて著しく低い対価を決定する場合には、上記運用基準の5-13(2)のように、「買ったたき」として、下請法上問題となるおそれがある。

収益配分を決める場合も、一方的に決めるのではなく十分協議をした上で、クリエイターの努力に対して、正当な権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていく必要がある。

さらに、当該楽曲に関する著作権をC音楽出版社(B局の子会社)が管理するよう要請する行為については、A製作会社が異議を申し出たにもかかわらず、条件を飲まなければ今後の取引の停止を示唆することにより、A番組製作会社が要請の受入れを余儀なくさせられるような場合には、取引上問題となるおそれがある。

なお、本事例では製作会社を主に取り扱ったが、仮にA製作会社をA音楽出版社(放送局の子会社でない音楽出版社(いわゆる独立系音楽出版社))に置き換えたとしても、同様の問題となるおそれがあることについても留意されたい。

(略)

本事例について事例1のような新たな楽曲や番組に対する製作委託取引とは契約形態を異にするため、本事例が違法であるか否かは実際の取引に即した十分な情報を元にさらに精査する必要がある。

しかしながら、本事例のようにB局が一方的に取引条件を提示することや、自社の子会社を使うよう相手方に強制し、相手方の取引を制限すること、相手方に対して、根拠なく著作権の一部の譲渡、著作権収入等を要請する点などについては、公正かつ

改訂案

問題となるとともに、独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。また、より良質な放送コンテンツを製作するためにも、より適正な取引が保たれる必要があると考えられる。

そのため、このような取引となることがないよう、例えば、取引に関して協議を十分に行うことは当然であり、また、著作権の譲渡等について、双方が合意している場合であったとしても、対価性を明らかにし、著作権譲渡に対する対価を支払うことや、楽曲の使用料を支払うことなど、クリエイターの努力に対して、正当な対価やその権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていくことが求められる。

このような考えに基づいた場合、本事例については、次のような点が取引上問題となるおそれがある(以下アからエにおいて、「取引上問題となるおそれがある」としているものは、全て独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当する可能性を示したものの)。

ア～エ（略）

3 アニメの製作に関する取引
(略)

現行（第6版）

つ透明な取引による放送コンテンツの製作促進という本ガイドライン等の趣旨からも、取引上問題となるおそれがある。また、より良質な放送コンテンツを製作するためにも、より適正な取引が保たれる必要があると考えられる。

そのため、このような取引となることがないよう、例えば、取引に関して協議を十分に行うことは当然であり、また、著作権の譲渡等について、双方が合意している場合であったとしても、対価性を明らかにし、著作権譲渡に対する対価を支払うことや、楽曲の使用料を支払うことなど、クリエイターの努力に対して、正当な対価やその権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていくことが求められる。

このような考えに基づいた場合、本事例については、次のような点が取引上問題となるおそれがある。

ア～エ（略）

3 アニメの製作に関する取引
(略)

【第4章 取引内容の変更・やり直し】

<基本的な考え方>

(1)、(2)（略）

<問題となり得る取引事例>

①A製作会社は、当初の3条書面、契約書の範囲を超えて、当初記載がなかった業務について、B局から、業務を追加発注される場合があるが、その場合、対価は当初予定額と同様であり、人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

例えば、以下のア及びイのように、放送番組をB局に納入した後も、業務を追加発注される場合が多い。その場合の対価は当初の番組製作費にすべて含まれるとされ、追加支払はない。

ア 番組の予告編の本数が増加し、製作業務が増加する。

イ 番組に関するホームページの作成を要請され、A製作会社において人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

②レギュラー契約で年間放送していた番組について、局側から特段の協議をすることなく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があり、その分の製作費が削減された。

③C製作会社は、D局から番組の一部分（コーナー）の製作を受託したところ、製作途中でD局の担当プロデューサーが交代した。C製作会社はD局の旧・担当プロデューサーによる製作過程であった口頭指示も踏まえて製作した成果物をD局へ納品したが、D局の新・担当プロデューサーから、発注内容に適切でないとして協議なきまま一方的にやり直しを指示され、D局から当該やり直しに係る追加費用の支払いはなかった。

④E製作会社は、F局の番組をG製作会社（元請け）から孫請けで受託した。その際に、G製作会社（元請け）が発注元のF局からの指示を的確に理解していなかったことによって、納品後のやり直し指示が発生し、それに伴う特段の補償はなかった。

<基本的な考え方>

(1)、(2)（略）

<問題となり得る取引事例>

①A製作会社は、当初の3条書面、契約書の範囲を超えて、当初記載がなかった業務について、B局から、業務を追加発注される場合があるが、その場合、対価は当初予定額と同様であり、人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

例えば、以下のア及びイのように、放送番組をB局に納入した後も、業務を追加発注される場合が多い。その場合の対価は当初の番組製作費にすべて含まれるとされ、追加支払はない。

ア 番組の予告編の本数が増加し、製作業務が増加する。

イ 番組に関するホームページの作成を要請され、A製作会社において人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

②レギュラー契約で年間放送していた番組について、局側から特段の協議をすることなく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があり、その分の製作費が削減された。

③（新規）

④（新規）

改訂案

(略)

本事例②については、局側の事情により、特段の協議無く、一方的に既に委託していた本数を取り消し、さらには製作費が削減された。このことは、製作会社に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。もし、下請事業者に新たな費用が発生した場合であって、親事業者がその費用を全て負担していない場合は、下請法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。

本事例③については、製作会社は局側の意向に沿って制作したにもかかわらず、局側の都合で納品後に発注内容に適合していないと判断され、局からは特段の協議無く一方的なやり直し指示があり、また、追加費用の支払いもない。このような場合は、下請法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。また、製作会社に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

本事例④については、G製作会社(元請け)の事情により、E製作会社(孫請け)に対して、役務の提供を受けた後に、追加的に業務を発生させており、かつ、そのために通常必要とされる費用をG製作会社(元請け)が負担していない。このような場合も、下請法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。また、E製作会社(孫請け)に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

(略)

<望ましいと考えられる事例>

①A局では、契約時に想定した出演者が変更となった場合や、ロケ先の政情が不安定になったなど、内容を変更せざるを得ない場合においては、放送権購入の費用を高くしている。

②B局では、ロケのやり直し等追加費用が発生した場合には、追加の支払いを行っている。

③C局では、局製作であるか外部製作であるかを問わず、台本・脚本や、収録している段階で中身を確認し、やり直しを防いでいる。

④D局では、関係者が常に意識あわせを行いながら進めることで、テロップの誤字や法令違反と思われる映像といった場合を除き、やり直しがないようにしている。

⑤E局では、出演者の不祥事など、製作会社に瑕疵がない場合、追加作業にかかる費用については番組製作会社に支払っている。

現行(第6版)

(略)

本事例②については、局側の事情により、特段の協議無く、一方的に既に委託していた本数を取り消し、さらには製作費が削減された。このことは、製作会社に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。もし、下請事業者に新たな費用が発生した場合であって、親事業者がその費用を全て負担していない場合は、不当な給付内容の変更

(略)

<望ましいと考えられる事例>

①A局では、契約時に想定した出演者が変更となった場合や、ロケ先の政情が不安定になったなど、内容を変更せざるを得ない場合においては、放送権購入の費用を高くしている。

(新規)

②B局では、局製作であるか外部製作であるかを問わず、台本・脚本や、収録している段階で中身を確認し、やり直しを防いでいる。

③C局では、関係者が常に意識あわせを行いながら進めることで、テロップの誤字や法令違反と思われる映像といった場合を除き、やり直しがないようにしている。

④D局では、出演者の不祥事など、番組製作会社に瑕疵がない場合、追加作業にかかる費用については番組製作会社に支払っている。

【第5章 その他】

1. 下請代金の減額
 <基本的な考え方>
 (略)

<問題となり得る取引事例>

- ①局側で出演料を支払う契約のドラマにおいて、出演者の選定を放送局側で行ったところ、出演料が高額になった。そのことを理由として、番組製作会社への発注金額が、当初の交付書面の金額よりも減額された。
- ②A製作会社(元請け)は自社の業務として過去に収録した番組のパッケージ化を計画していたが、当該経費が不足したため、現在当該番組パッケージ化の一部業務を孫請けで委託しているB製作会社(孫請け)に対し、契約金額からパッケージ化経費として〇〇万円差し引く旨連絡した。A製作会社(元請け)からの連絡に対し、B製作会社(孫請け)は断れず、従わざるを得なかった。

事例①は、運用基準に記載されている「取引先の都合を理由とした減額」に該当し、下請法上の問題となる。事例②は、発注時に決定した下請代金について、B製作会社の「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず、A製作会社(元請け)が発注後に減額することは、下請法上の「下請代金の減額」に該当する。

(参考)

○下請法

(親事業者の遵守事項)

第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

2. ～4. (略)

5. 下請事業者の振興のための取組

1. 下請代金の減額
 <基本的な考え方>
 (略)

<問題となり得る取引事例>

- 局側で出演料を支払う契約のドラマにおいて、出演者の選定を放送局側で行ったところ、出演料が高額になった。そのことを理由として、番組製作会社への発注金額が、当初の交付書面の金額よりも減額された。
 (新規)

本事例は、運用基準に記載されている「取引先の都合を理由とした減額」に該当し、下請法上の問題となる。

2. ～4. (略)

5. 下請事業者の振興のための取組

改訂案

<基本的な考え方>

親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件や取引慣行を確立するため、適正な下請取引が行われるよう本ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、本ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

また、下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

さらに、親事業者、下請事業者は、下請法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するよう努めるものとする。また、下請事業者は、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

加えて、平成30年12月に「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」が改正された。この改正に伴い「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設され、親事業者は、下請事業者への委託契約番組であっても、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握すること等に努め、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされている。(略)

<望ましいと考えられる事例>

(略)

- ・下請法関係のシステムを導入・運用
 - ・社内で定期的の下請法等に関するセミナーの開催し、資料を社内掲示板にアップロードして共有している。
 - ・番組製作会社との意見交換会を実施
- (略)
- ・社内ハンドブックの作成や、イントラネットに下請法の解説を掲載
 - ・下請法の順守状況の自主点検を実施し、問題がある場合には管理部門が現場のスタッフにヒアリングを実施

現行（第6版）

<基本的な考え方>

親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件や取引慣行を確立するため、適正な下請取引が行われるよう本ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、本ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

また、下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

さらに、親事業者、下請事業者は、下請法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するよう努めるものとする。また、下請事業者は、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

加えて、平成30年12月に「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」が改正された。この改正に伴い「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設され、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされている。

(略)

<望ましいと考えられる事例>

(略)

- ・下請法関係のシステムを導入・運用
 - ・社内で定期的の下請法等に関するセミナーの開催
 - ・番組製作会社との意見交換会を実施
- (略)
- ・社内ハンドブックの作成や、イントラネットに下請法の解説を掲載
 - ・下請法の順守状況の自主点検を実施し、問題がある場合には管理部門が現場のスタッフにヒアリングを実施

改訂案

- ・取引内容に関する抜き打ち調査を社内の下請法担当部署が実施
- ・社内報でガイドライン改訂や総務大臣からの助言文書を掲載して社内周知
- ・発注書面のフォーマットについて、法務担当者が独自に情報収集して作成
- ・定期的に番組ごとの製作体制図を作成し、会社全体で番組製作体制を把握
- ・番組製作会社との意見交換会を実施

(参考1) 総務省・総合通信局等の連絡先一覧

本ガイドラインに関する総務省・総合通信局等の連絡先は以下のとおりです。

●総務省

名称・所在地・電話番号	管轄地域
総務省情報流通行政局 情報通信作品振興課 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 Tel 03(5253)5739	全国
北海道総合通信局 情報通信部放送課・情報通信連携推進課 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西 2-1-1 札幌第1合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表)	北海道
東北総合通信局 情報通信部情報通信連携推進課 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎 Tel 022(221)0609(直通)	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東総合通信局 放送部放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 Tel 03(6238)1714(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県
信越総合通信局 情報通信部情報通信振興室 〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第1合同庁舎 Tel 026(234)9987(直通)	新潟県・長野県
北陸総合通信局 情報通信部情報通信振興室 〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 Tel 076(233)4430(直通)	富山県・石川県・福井県

現行 (第6版)

(新規)

- ・定期的に番組ごとの製作体制図を作成し、会社全体で番組製作体制を把握
- ・番組製作会社との意見交換会を実施

(新規)

改訂案

現行（第6版）

<u>東海総合通信局 情報通信部情報通信連携推進課</u> <u>〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館</u> <u>Tel 052(971)9315(直通)</u>	<u>岐阜県・静岡県・愛知県・三重県</u>
<u>近畿総合通信局 放送部放送課</u> <u>〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館</u> <u>Tel 06(6942)8624(直通)</u>	<u>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</u>
<u>中国総合通信局 情報通信部情報通信連携推進課</u> <u>〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36</u> <u>Tel 082(222)3471(直通)</u>	<u>鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県</u>
<u>四国総合通信局 情報通信部放送課</u> <u>〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4</u> <u>Tel 089(936)5037(直通)</u>	<u>徳島県・香川県・愛媛県・高知県</u>
<u>九州総合通信局 情報通信部情報通信連携推進課</u> <u>〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎</u> <u>Tel 096(326)7318(直通)</u>	<u>福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県</u>
<u>沖縄総合通信事務所 情報通信課</u> <u>〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B 街区</u> <u>Tel 098(865)2304(直通)</u>	<u>沖縄県</u>

(参考2) (略)

(参考2) (略)

【参考資料】

情報成果物作成委託発注書(当初書面)の例

情報成果物作成委託
発注書（当初書面）

1	発注書番号	
2	発注先	
	名称	殿
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
3	発注日	
4	委託内容	
	情報成果物	(完全製作委託型番組・完全製作委託型番組以外・放送素材など、具体的に (発注概要) どのような種別の発注なのか、また、具体的な委託内容を記載)
	(内容) 番組名	
	放送予定期間	
	曜日・時間	～
	発注数	
5	納入場所	
6	内容確認のための搬入日	
7	受領・確認完了期日	※当社の基準を満たしていれば受領とします。
8	代金	単価 円
9	総額	円
10	支払期日	
11	支払方法	
12	著作権の譲渡・許諾	「完全製作委託型番組」または「放送素材(著作物)」の場合※著作権は原始的に発注者へ帰属します。 「完全製作委託型番組以外」の場合※著作権は原始的に発注者へ帰属します。
13	特記事項	

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日
内容確認のための搬入日		
受領・確認完了期日		
代金		
支払期日		

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者 所属
役職
氏名 (削除)

※本発注書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には、法定税率による消費税・地方消費税額分を
加算して支払います。

※この書面は「下請代金支払遅延等防止法」に基づき交付するものです。

情報成果物作成委託発注書(当初書面)の例

情報成果物作成委託
発注書（当初書面）

1	発注書番号	
2	発注先	
	名称	殿
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
3	発注日	
4	委託内容	
	情報成果物	
	(内容) 番組名	
	放送予定期間	
	曜日・時間	～
	発注数	
5	納入場所	
6	内容確認のための搬入日	
7	受領・確認完了期日	※当社の基準を満たしていれば受領とします。
8	代金	単価 円
9	総額	円
10	支払期日	
11	支払方法	
12	著作権の譲渡・許諾	
13	特記事項	

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日
内容確認のための搬入日		
受領・確認完了期日		
代金		
支払期日		

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者 所属
役職
氏名 印

※この書面は「下請代金支払遅延等防止法」に基づき交付するものです。

役務委託発注書の例**役務委託
発注書**

1	発注書番号	
2	発注先	
	名称	殿
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
3	発注日	
4	委託内容	
	役務委託 発注概要 委託期間	
	(内容) 番組名	
	放送予定期間	
	曜日・時間	～
	発注数	
5	委託場所	
6	単価	円
7	代金 総額	円
8	支払期日	
9	支払方法	
10	特記事項	

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者 所属
役職
氏名

※本発注書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には、法定税率による消費税・地方消費税額分を加算して支払います。

(出典)公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」(令和元年11月)の役務提供委託の例を参考に作成

(新規)